



2008年1月22日

子会社の「上場に伴う自己株式処分および株式売出し」に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社セブン銀行が、「セブン銀行普通株式株券のジャスダック証券取引所への上場に伴う自己株式処分および株式売出し」に関し、別添のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

平成 20 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 安齋 隆
(コード番号：8410)
問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔
(TEL：03-3211-3041)

自己株式の処分に係る株式売出し及び当社株主による株式売出しに関する 取締役会決議のお知らせ

平成 20 年 1 月 22 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券のジャスダック証券取引所への上場に伴う自己株式の処分に係る株式売出し及び当社株主による株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 自己株式の処分に係る株式売出しの件

- | | | |
|---------------|---|----------|
| (1) 募集株式の数 | 当社普通株式 | 53,350 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (平成 20 年 2 月 7 日開催予定の取締役会で決定する) | |
| (3) 払込期日 | 平成 20 年 2 月 28 日 (木曜日) | |
| (4) 処分方法 | 売出価格での欧州及び米国を中心とする海外市場における売出し(ただし、米国においては、1933 年米国証券法に基づくルール 144 A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする)とし、Nomura International plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Citigroup Global Markets Limited、Mitsubishi UFJ Securities International plc、Merrill Lynch International (以下、「海外引受人」という)に全株式を引受価額で総額個別買取引受させる。引受価額は売出価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分に係る株式売出しを中止する。 | |

この文書は、株式会社セブン銀行(以下、「当社」という。)による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (5) 売 出 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成20年2月21日に決定する)
- (6) 申 込 株 数 単 位 1株
- (7) 株 券 受 渡 期 日 平成20年2月29日(金曜日)
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が海外引受人の手取金となる。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社セブン銀行本店
- (10) 前記各項のほか、自己株式の処分に係る株式売出しに関し、取締役会の決議を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 下記2.の当社株主による株式売出しが中止となる場合、本自己株式の処分に係る株式売出しも中止される。

この文書は、株式会社セブン銀行(以下、「当社」という。)による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

2. 当社株主による株式売出しの件

- (1) 売出人及び売出株式数 別紙1に記載のとおり。なお、売出株式数の内訳は、国内売出株式数291,400株及び海外売出株式数19,000株の予定であるが、最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況を勘案の上、平成20年2月21日に決定することとし、その決定については代表取締役社長安斎隆に一任する。
- (2) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。
- 国内売出し
売出価格での一般向け売出しとし、別紙2に記載の第一種金融商品取引業者を引受人（以下、「国内引受人」といい、海外引受人とあわせて「引受人」という）として、全株式を引受価額で総額連帯買取引受させる。
- 海外売出し
売出価格での欧州及び米国を中心とする海外市場における売出し（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする）とし、海外引受人に全株式を引受価額で総額個別買取引受させる。
- (3) 売 出 価 格 未定（上記1.における売出価格と同一とする）
- (4) 申 込 期 間（ 国 内 ） 平成20年2月22日（金曜日）から
平成20年2月27日（水曜日）まで
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (6) 株 券 受 渡 期 日 上記1.における株券受渡期日と同一とする。
- (7) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。

この文書は、株式会社セブン銀行（以下、「当社」という。）による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (8) 前記各項のほか、当社株主による株式売出しに関し取締役会の決議を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項のうち国内売出しに関するものについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1 . の自己株式の処分に係る株式売出しが中止となる場合、本当社株主による株式売出しも中止される。

3 . オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出人及び売出株式数 売出人 野村證券株式会社
売出株式数 当社普通株式 10,000 株
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、平成 20 年 2 月 21 日 (売出価格決定日) に決定することとし、その決定については代表取締役社長安齋隆に一任する)
- (2) 売 出 方 法 国内における売出価格での一般向け売出しとする。
- (3) 売 出 価 格 未定 (上記 1 . における発行価格と同一とする)
- (4) 申 込 期 間 上記 2 . における申込期間と同一とする。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記 1 . における申込株数単位と同一とする。
- (6) 株 券 受 渡 期 日 上記 1 . における株券受渡期日と同一とする。
- (7) 前記各項のほか、オーバーアロットメントによる株式売出しに関し取締役会の決議を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1 . の自己株式の処分に係る株式売出し及び上記 2 . の当社株主による株式売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる株式売出しも中止される。

この文書は、株式会社セブン銀行 (以下、「当社」という。) による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分) 」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分) 」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 自己株式の処分に係る株式売出し及び当社株主による株式売出しの概要

- | | | | |
|---------------------|-----------------------------|-------------------|-------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 普通株式 | 自己株式処分に係る売出し | 53,350 株 |
| | 普通株式 | 当社株主による売出し | 310,400 株 |
| | | (うち国内売出し | 291,400 株 |
| | | 海外売出し | 19,000 株) |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 10,000 株() |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 平成 20 年 2 月 8 日(金曜日)から | | |
| | 平成 20 年 2 月 20 日(水曜日)まで | | |
| (3) 価 格 決 定 日 | 平成 20 年 2 月 21 日(木曜日) | | |
| | (売出価格は、自己株式の処分における募集株式の払込金額 | | |
| | 以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定 | | |
| | する) | | |
| (4) 売 出 期 間 (国 内) | 平成 20 年 2 月 22 日(金曜日)から | | |
| | 平成 20 年 2 月 27 日(水曜日)まで | | |
| (5) 自 己 株 式 払 込 期 日 | 平成 20 年 2 月 28 日(木曜日) | | |
| (6) 株 券 受 渡 期 日 | 平成 20 年 2 月 29 日(金曜日) | | |

()上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である株式会社日興コーディアルグループ(以下、「貸株人」といいます)から借り入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、10,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」といいます)を、平成 20 年 3 月 25 日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成 20 年 2 月 29 日から平成 20 年 3 月 19 日までの間、野村証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「共同主幹事会社」といいます)間で協議の上、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」といいます)を行う場合があります。

この文書は、株式会社セブン銀行(以下、「当社」という。)による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、共同主幹事会社間で協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,220,000株
公募による増加株式数	-株
処分後の自己株式の数	-株
増加後の発行済株式総数	1,220,000株

3. 手取りの用途

今回の自己株式処分による手取概算額 7,095,550 千円（*1）については、その全額を運転資金として現金自動預払機（以下、「ATM」といいます）装填現金（*2）に充当する予定であります。

*1 有価証券届出書提出時における想定発行価格 140,000 円を基礎として算出した見込額であります。

*2 当社の主要な収益源は、セブン-イレブン等の店舗に設置した ATM において、提携先金融機関等のお客さまに入出金・振込等のサービスを提供することの対価として当該提携先から受け取る ATM 受入手数料であります。このため、お客さまに仮払いするための現金を ATM に装填しておく必要があり、この資金が「ATM 装填現金」であり、当社にとっては運転資金にあたります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、期末剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当が実現できるよう努力することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保の用途につきましては、今後の ATM 装填現金増加への備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後、配当性向について年間 35% を目標として参ります。なお、当社は会社法第 459 条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定め、年 1 回の配当の実施を目標としております。

この文書は、株式会社セブン銀行（以下、「当社」という。）による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	8,888.51 円	8,680.89 円	10,736.56 円
1 株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)	5,000 円 (- 円)
実績配当性向	- %	- %	46.57%
株主資本当期純利益率	- %	- %	17.97%
株主資本配当率	- %	- %	7.89%

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。
平成 19 年 3 月期より配当を開始しました。

5. 配分の基本方針

販売に際しましては、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及び委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

6. その他

引受人は、当社の社員持株会に対して、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、その合計 291,400 株の 5% を上限として、一定の株式を販売する予定であります。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

この文書は、株式会社セブン銀行(以下、「当社」という。)による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

国内売出しにおける 売出人の氏名又は名称	住 所	売出株式数
コーポレート・バリュアアップ・ ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 パレス・キャピタル株式会社	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号	55,400株
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	40,000株
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	15,000株
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	15,000株
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	15,000株
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	12,500株
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	10,000株
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	10,000株
株式会社日興コーディアル グループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	10,000株
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	10,000株
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	10,000株
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	10,000株
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地	7,500株
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	7,500株
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	7,500株
松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	7,500株
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	7,500株
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	5,000株
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	5,000株
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	5,000株
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	5,000株
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	5,000株

この文書は、株式会社セブン銀行（以下、「当社」という。）による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,000株
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	5,000株
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂一丁目6番6号	5,000株
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,000株
合計 26社		合計 291,400株

海外売出しにおける 売出人の氏名又は名称	住 所	売出株式数
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	19,000株
合計 1社		合計 19,000株

この文書は、株式会社セブン銀行（以下、「当社」という。）による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

国内引受人の氏名又は名称	住 所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号
合計 11社	

この文書は、株式会社セブン銀行（以下、「当社」という。）による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

平成 20 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行

代表者名 代表取締役社長

安齋 隆

(コード番号：8410)

問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

(TEL：03-3211-3041)

平成 20 年 3 月期の業績見通しについて

平成 20 年 3 月期(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)における当社の業績見通しは、次のとおりであります。

【単体通期】

(単位：百万円・%)

項目	決算期	平成 20 年 3 月期(計画)		平成 19 年 3 月期(実績)		
		構成比	前年同期比	構成比		
経 常 収 益		83,400	100.0	110.5	75,427	100.0
経 常 利 益		23,300	27.9	93.1	25,021	33.1
当 期 純 利 益		13,100	15.7	103.4	12,667	16.7
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		10,737 円 70 銭			10,736 円 56 銭	
1 株 当 たり 配 当 金		4,100 円			5,000 円	

(注) 1. 平成 19 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出し、平成 20 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益は、自己株式の処分を考慮した予定期末発行済株式数により算出しております。

2. 当社は子会社等がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

この文書は、株式会社セブン銀行(以下、「当社」という。)による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

【平成20年3月期業績見通しの前提条件】

〔経常収益〕

過去の実績や提携先の増加、A T M設置台数の増加を勘案し、A T M総利用件数については497百万件(前年同期比79百万件増)、A T M提携手数料収入については799億円(同68億円増)を計画しており、経常収益は834億円(同79億円増)を見込んでおります。

〔経常費用〕

第2世代A T Mへの積極的な入替を実施しており、当年度は5,400台の入替を実施する予定であります。従来はリースで調達していたA T Mを平成18年3月より自社購入に切り替えており、当年度においても新規に導入するA T Mは全て自社購入となることから、当年度の動産不動産減価償却費は71億円(前年同期比51億円増)、さらにA T M提携取引プログラムの機能強化や新サービスの実施に伴う無形固定資産償却費は42億円(同8億円増)、業務委託費は140億円(同3億円増)、保守管理費は35億円(同5億円増)等を見込み、営業経費は485億円(同68億円増)と見込んでおります。また、社債利息負担増等に伴い資金調達費用は28億円(前年同期比13億円増)を、手数料見直しによる役務取引等費用は81億円(同16億円増)を見込むことにより、経常費用は前年同期比96億円増の600億円と見込んでおります。

この結果、経常利益は233億円(前年同期比17億円減)と減益を見込んでおります。

〔特別損益〕

第2世代A T Mへの入替のため、従来はA T Mをリース契約期間終了前に解約することによるリース解約違約金等、特別損失として12億円(前年同期比27億円減)の発生を見込んでおります。

この結果、当期純利益は131億円(前年同期比4億円増)と見込んでおります。

以上

この文書は、株式会社セブン銀行(以下、「当社」という。)による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。